平成３０年（フ）第１９号
青森県八戸市吹上６丁目11番１号　市営住宅Ａ４－26
債務者　齋藤笑美子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
青森県八戸市下長５丁目２番６－８号　市営住宅Ｂ３－８
債務者　富岡　厚子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
青森県三戸郡階上町大字平内字平内６番地１
債務者　南　　博典
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第９２号
仙台市若林区志波町４番22号　ウッドシティ志波303
債務者　菅野　智康
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
宮城県名取市箱塚１丁目16番19号、従前の住所宮城県名取市植松４丁目16番34号
債務者　鎌田　金孝
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
仙台市太白区あすと長町４丁目３番58－812号
債務者　菅野　京子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
茨城県牛久市上柏田２丁目26番地５（パリジャン103）、前住所茨城県龍ケ崎市久保台２丁目７番地２　ヒーリングヴィラＣ棟101号室
債務者　中野真太郎
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
茨城県古河市原町６番15号　ウィングビル201号
債務者　金枝　　潔
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１１号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1775番地７　サンコーポ小湊201号室
債務者　阿部　　正
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４８２号
新潟市西区五十嵐東２丁目８番22号、前住所愛知県日進市梅森台４丁目104番地１
債務者　有田　千鶴
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
新潟市江南区曽野木１丁目６番９－747号
債務者　山口八重子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３４号
新潟市東区岡山83番地　セジュール岡山Ｂ101号
債務者　伊藤　　恒
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５４号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦584番地　サンコーポ205
債務者　佐々木伊久栄
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６１号
新潟市北区川西３丁目５番２号
債務者　曽我　詩子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６９号
新潟県燕市吉田旭町３丁目２番３号
債務者　更科　直信
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７２号
新潟市北区木崎2607番地７　尾山ハイツ105
債務者　結城　弘子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６２号
山梨県笛吹市一宮町北都塚759番地、前住所山梨県笛吹市一宮町北都塚759番地　米波方
債務者　利根川みゆき（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係